

市内産木材活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内産木材（市内で生産されたスギ又はヒノキを原木として、市内の製材業者により製材された木材をいう。以下同じ。）の活用を促進し、地域林業の振興を図るため、住宅、店舗等の新築、増改築又は改修（以下「新築等」という。）に際して天井、壁又は床の内装に市内産木材を使用する者に対し交付する市内産木材活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助の交付対象)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内産木材の活用促進及び普及啓発活動に協力できる者であって、別表第1に掲げる要件を満たすものとする。

2 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者本人が所有し、及び居住する住宅（以下単に「住宅」という。）又は補助対象者本人が所有し、及び営業する店舗等（来客が見込めない工場、工房、作業所、倉庫等を除く。以下、単に「店舗等」という）であること。
- (2) 「市内産木材」を使用した建築物であること。
- (3) 合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者等認定実施要領（一般財団法人山口県木材協会 平成24年12月1日施行）に基づく認定を受けている事業者より調達した市内産木材を使用し、新築等がされる建築物であること。
- (4) 使用する市内産木材の産地が、補助対象者本人又は補助対象者の2親等以内の親族が所有する山林でないこと。
- (5) 市内に本社又は本店を置く工務店等にて新築等がされる建築物であること。
- (6) 仮設の建築物でないこと。
- (7) 政治活動の用に供する建築物でないこと。
- (8) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体が用いる建築物でないこと。
- (9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業に用いる建築物でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有

する者が用いる建築物でないこと。

- 3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内産木材を天井、壁又は床の内装材として使用して、補助対象建築物の新築等をする事業とする。
- 4 補助対象建築物が店舗等の場合は、別表 2 に掲げる仕様、記載内容及び設置場所を満たした市内産木材の P R のための看板を設置しなければならない。この場合において、当該看板の作成及び設置に係る費用は、補助対象者の負担とする。

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、補助対象建築物の天井、壁又は床の内装材として市内産木材を使用する面積（当該面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に 5, 0 0 0 円を乗じて得た額とし、住宅の場合は 1 棟当たり 5 0 万円を上限とし、店舗等の場合は 1 棟当たり 1 0 0 万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市内産木材活用促進事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、別表第 3 に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

（補助金の交付決定）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第 6 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を市内産木材活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

- 2 市長は、前条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助対象事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事業内容の変更及び承認)

第8条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市内産木材活用促進事業変更承認申請書（様式第3号）に別表3に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合で、補助対象事業の内容の変更を承認するときは、補助金の決定の内容又はこれに付した条件を変更することができる。

3 前項の場合においては、第6条第1項の規定を準用する。ただし、前項の規定による変更により補助金の交付の額が変更になる場合は、市長は、市内産木材活用促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、当該変更の申請をした者に通知するものとする。

(事業の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市内産木材活用促進事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 市内産木材の資材を納入したことを証明する書類
- (2) 市内産木材が市内で製材されたことを証明する書類
- (3) 市内産木材の産地及び使用量を証明する書類
- (4) 補助対象事業の完了時の写真（新築の場合は建物の全景を撮影したものとし、増改築及び改修の場合は既存建築物の全景及び施工箇所を撮影したものとする。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市内産木材活用促進事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第9条の規定は、前項の規定による指示にしたがって行う補助対象事業について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 第10条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市内産木材活用促進事業補助金（概算払）請求書（様式第~~8~~7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第6条第1項の規定による通知（第8条第3項ただし書の規定による通知をした場合にあっては、その通知）に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 補助事業者は、前項の概算払により補助金の交付を受けようとするときは、市内産木材活用促進事業補助金（概算払）請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第10条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次項の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

5 市長は、第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請時及び補助対象事業の実績報告時に市長に提出した関係書類を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- (7) 補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年以内に別表第1に掲げる補助対象者の要件に該当しなくなったとき又は補助対象建築物を解体したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずる。

3 前2項の規定は、第10条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施工に関し必要な指示をし、又は第13条の関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第17条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第18条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 7 月 2 8 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、令和 7 年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係る補助金を含む。）の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

区分		住 宅	店 舗 等
補助 対象 者	共通 事項	・市税の滞納がないこと。 ・この表に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たす者であること。	
	追加 事項	・市内に居住する者であること。	・法人の場合は、本社又は本店、支店、営業所等を市内に有していること。
			・法人格を有していない場合は、事業所等を市内に有していること。

別表第 2（第 2 条関係）

仕 様
■仕様 ・市内産木材を使用すること。 ・規格は（縦）300mm×（横）200mm以上とすること。 ■記載内容 ・市内産木材を使用した旨の記載があること。 ・市内産木材の使用量に関する記載があること。 ・補助対象建築物の竣工日の記載があること。 ・市章の記載があること。看板全体の10分の1以上のサイズに限る。 ■設置場所 ・看板の設置場所は、補助対象建築物の玄関などの来客者の目に留まる場所とし、市と事前に協議した上で設置すること。

別表第3（第4条、第8条関係）

区分		住 宅		店 舗 等	
		新 築	増改築・改修	新 築	増改築・改修
補助金交付申請書添付書類	共通書類	・補助対象建築物の見積書の写し、建築図面等（市内産木材の使用数量が明記され、施工業者及び施主の記名があるもの） ・施工箇所の位置図 ・市税の滞納が無いことの証明書 ・この表に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類			
	追加書類	・補助対象者の住民票の写し		法人の場合	
				・登記事項証明書	
				法人格を有していない場合	
				・個人事業の開業・廃業等届出書等	
				・既存建築物の登記事項証明書（不動産登記）	
		・補助対象事業に着手する前の敷地の全景を撮影した写真	・補助対象事業に着手する前の既存建築物の全景及び施工箇所を撮影した写真	・補助対象事業に着手する前の敷地の全景を撮影した写真	・補助対象事業に着手する前の既存建築物の全景及び施工箇所を撮影した写真